

東京社会保険協会

# 社会保険新報

3

MARCH

平成28年/No.785

## 目次

- 協会けんぽ東京支部からのお知らせ
  - ・ 傷病手当金・出産手当金の計算方法が平成28年4月から変わります! / 2
  - ・ 平成28年3月分(4月納付分)から協会けんぽの保険料率が改定されます / 3
- 日本年金機構からのお知らせ
  - ・ 健康保険等の標準報酬月額・標準賞与額の上限の改定 / 4
  - ・ 健康保険被保険者資格証明書の交付 / 4
  - ・ 年金委員制度のご案内 / 5
  - ・ 国民年金ひとことメモ / 5
- フィオーレ健診クリニックからのお知らせ
  - ・ 平成28年度の健康診断 予約受付中 / 6
- 東京社会保険協会からのお知らせ
  - 東京社会保険協会は創立70周年を迎えました
  - ・ 平成28年度の事業計画と平成27年度の事業実績 / 7
  - ・ 東京社会保険協会 新規加入のご案内 / 8
- ずいそう
  - ・ 東西南北 / 8

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

# 傷病手当金・出産手当金の計算方法が平成28年4月から変わります!

傷病手当金・出産手当金の支給金額の計算方法が変わり、平成28年4月から、**支給が開始される前1年間の給与（報酬）をもとに計算**した金額で支給します。

## 傷病手当金



病気等により休職中の被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度です。被保険者が業務外の病気やけがによる療養のために仕事を休み、給与（報酬）を受けられないときに、申請により支給されます。

## 出産手当金



傷病手当金と同様、被保険者とその家族の生活を保障するために、出産の前後における一定期間内において、被保険者が出産のために仕事を休み、給与（報酬）を受けられないときに、申請により支給されます。

## 傷病手当金・出産手当金の支給金額の計算方法

### 1日当たりの支給金額

平成28年3月31日分までの支給金額	休んだ日の標準報酬月額	÷ 30日 × $\frac{2}{3}$
<b>新しい計算方法</b> (平成28年4月1日分以降の支給金額)	支給開始日の属する月以前の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額	÷ 30日 × $\frac{2}{3}$

支給開始日以前の被保険者期間が12か月に満たない場合

- ・ 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額を平均した額
  - ・ 28万円（当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額）
- どちらか**少ないほうの額**を使用して計算します。

**Point** 支給開始日とは、最初に支給が開始された日のことです。



## 平成28年4月からの傷病手当金・出産手当金 Q&A



- Q1** 平成28年4月以前から傷病手当金を受給しています。平成28年4月からの支給金額の計算方法は変わりますか？
- A1** 変わります。これまでに傷病手当金を受給していた方も、平成28年4月1日支給分から、**新しい計算方法**で支給金額を計算します。
- Q2** 休職する6か月前に転職しました。平均の標準報酬月額はどのように計算されますか？
- A2** 転職前も協会けんぽに加入していて、離職していた期間が原則1か月以内であれば、**転職前後の標準報酬月額を通算**して計算します。
- Q3** 傷病手当金を申請していますが、給与（報酬）の支払いがあるため、退職後から受給します。この場合、平均の標準報酬月額はどのように計算されますか？
- A3** 退職日の翌日が支給開始日となった場合、**退職日の属する月の標準報酬月額とそれ以前の標準報酬月額を通算**して計算します。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、それぞれの健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部（TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」）まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

# 平成28年3月分(4月納付分)から 協会けんぽの保険料率が改定されます

平成28年度の協会けんぽ東京支部の**健康保険料率は9.96%**(全国平均は10%)・**介護保険料率は1.58%**となります。

保険料額表は、協会けんぽホームページ(健康保険ガイド > 保険料率)に掲載しています。

## 協会けんぽ東京支部の平成28年度保険料率

### 健康保険料率

現行  
9.97%



平成28年3月分(4月納付分)から  
**9.96%**

### 介護保険料率

現行  
1.58%



平成28年3月分(4月納付分)以降も  
**据え置き**

- ◆40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者には、全支部一律の介護保険料率が加算されます。
- ◆任意継続被保険者には、健康保険料率・介護保険料率とも4月分(4月納付分)から適用されます。

### 基本保険料率と特定保険料率

健康保険料率(9.96%)のうち、6.29%分は加入者の皆様の医療費に充てられる基本保険料率となり、3.67%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

### 介護保険制度と介護保険料

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みです。公費(税金)や高齢者が負担する介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険加入者(介護保険第2号被保険者)の皆様が負担する介護保険料(労使折半)等により支えられています。

## 保険料率を上げないための協会けんぽの取り組み

協会けんぽでは、今後も引き続き、いっそうの経費削減に努める一方、医療費の伸びを抑えるために以下のような取り組みを行います。

### 健康づくりのための対策

健診・保健指導  
などの保健事業  
の推進

病気の予防・早期  
発見についての  
情報の発信

健康づくりに  
役立つ情報の  
発信

### 医療費適正化対策

医療費支払審査  
(レセプト点検)  
の強化

ジェネリック  
医薬品(後発医薬品)  
の普及活動

被扶養者資格の  
再確認

**加入者・事業主の皆様のご理解とご協力をお願いします。**

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、それぞれの健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部(TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス[1])まで



## 健康保険等の標準報酬月額・標準賞与額の上限の改定

平成28年4月から、健康保険および船員保険の標準報酬月額の上限と累計標準賞与額の上限が改定されます。

### 改定内容

#### 健康保険および船員保険の標準報酬月額等級区分の追加

改定前			改定後		
月額等級	標準報酬月額	報酬月額	月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上	第47級	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
健康保険法および船員保険法における現在の標準報酬月額の最高等級（第47級：1,210,000円）の上に3等級が追加され、上限が引き上げられます。			第48級	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
			第49級	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
			第50級	1,390,000円	1,355,000円以上

#### 健康保険および船員保険における年度の累計標準賞与額の上限の改定

改定前	改定後
5,400,000円	5,730,000円

健康保険法および船員保険法における年度の累計標準賞与額の上限が変更になります。

**施行日 平成28年4月1日**

厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級（第30級・620,000円）および厚生年金保険の標準賞与額の支給1回当たりの上限額（1,500,000円）については、変更ありません。

#### 健康保険の上限改定該当者の取り扱い

健康保険の標準報酬月額上限改定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者がいる事業主に対して、4月中に管轄の年金事務所より**改定通知書**をお送りします。なお、標準報酬月額の改定に際して、事業主からの届出は不要です。

#### 船員保険の上限改定該当者の取り扱い

船員保険の標準報酬月額上限改定に伴い、改定前の第47級に該当する被保険者がいる船舶所有者に対して、4月に管轄の年金事務所より**月額変更届**をお送りします。船舶所有者は、等級が変更となる該当被保険者の要否を確認し、該当者がいる場合は、管轄の年金事務所に、月額変更届を提出してください。年金事務所にて事務処理を行った後、あらためて船舶所有者に対し、改定通知書をお送りします。

## 健康保険被保険者資格証明書の交付

全国健康保険協会（協会けんぽ）が管掌する健康保険の被保険者または被扶養者となる方が、**早急に医療機関を受診する予定がある**場合、健康保険被保険者証が交付されるまでの間、申請に基づき、年金事務所の窓口で、健康保険被保険者資格証明書を交付します。

#### 手続方法

事業主が、健康保険被保険者資格証明書交付申請書を管轄の年金事務所に提出します。  
事業主の代わりに被保険者が提出することもできます。

#### 留意事項

- 医療機関で受診を要する方<sup>のみ</sup>の申請としていただきますよう、ご協力をお願いします。
- 年金事務所の窓口に来所する方は、**身分証明書を持参**してください。また、事業所の事務担当者など、**事業主以外の方が来所**する場合は、健康保険被保険者資格証明書の受領について事業主の委任を受けていることがわかる**委任状を併せて持参**してください。
- 健康保険被保険者資格証明書交付申請書は、当該被保険者または被扶養者となる方の**被保険者資格取得届（被扶養者異動届を含みます）と一緒に提出**していただくようお願いいたします。
- 健康保険被保険者資格証明書の有効期間は、**証明日から20日以内**です。

※各種届出が集中する3月下旬から4月の期間は、健康保険被保険者資格証明書の交付に日数を要する場合があります。ご了承ください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、全国の相談・手続き窓口（<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/>）まで





## 年金委員制度のご案内

年金委員は、年金制度について広く国民の皆様を知っていただくとともに、年金制度への理解と信頼を深め、会社や地域における普及・啓発活動を行っていただくために設置されました。【日本年金機構法第30条】

年金制度に関する仕組みや各種手続き方法など、他の従業員が知りたい**年金の情報や知識を有する従業員**が職場にいることは、とても心強いものです。職域型年金委員は、こうした役割を担う存在で、**職場と年金事務所を結ぶパイプ役**となります。多くの職場からの年金委員のご推薦をお願いします。

■ 各都道府県の年金事務所では、**年金委員を対象とした研修会を定期的**に開催し、制度改正事項などをお伝えしています。日本年金機構本部（東京）においても、**全国年金委員研修会を毎年開催**しています。

■ 平成25年度より、**年金委員功労者厚生労働大臣表彰制度**が創設されました。

東京都における**平成27年度年金委員表彰者数**は、以下のとおりです。

・厚生労働大臣表彰 4名 ・日本年金機構理事長表彰 10名 ・日本年金機構南関東ブロック本部長表彰 26名

<b>職域型</b>	厚生年金保険の適用事業所のうち、 <b>被保険者が常時300人以上いる事業所には2名以上、300人未満の事業所には1名以上の設置</b> をお願いします。平成27年3月末時点で、全国約11万6,000人に委嘱しています。
<b>地域型</b>	市町村や団体から <b>推薦</b> され、地域で活動していただく方です。平成27年3月末時点で、全国約6,000人に委嘱しています。

なお、職域型年金委員である従業員がお辞めになる際は、引き続き、**地域型年金委員へ移行**していただけるよう、ご案内をお願いします。

### 職域型年金委員の推薦方法

厚生年金保険の適用事業所の事業主から、年金委員推薦書（職域型）を管轄の年金事務所へ提出していただきます。様式は、日本年金機構ホームページ「年金委員通信」からダウンロードできます。

### 国民年金ひとことメモ

## 国民年金保険料額と学生納付特例制度

### 国民年金保険料額

平成28年度の国民年金保険料額は、**16,260円（月額）**となります。平成27年度より670円の引き上げとなっています。

### 学生納付特例制度

学生納付特例制度は、所得の少ない学生が、国民年金保険料の納付が猶予（先送り）される制度です。

国民年金保険料を納付できないときは、そのままにせず、学生納付特例を申請してください。

#### Point 1 学生納付特例制度のメリット

- 病気やけがで障害が残ったときも**障害基礎年金**を受け取ることができます。
- 学生納付特例期間は、将来年金を受け取るために**必要な期間（受給資格期間）**に算入されます。

#### Point 2 学生納付特例制度の対象となる方

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校<sup>(※)</sup>に在籍する学生等で、本人の前年の所得が基準以下の方です。<sup>(※)</sup>学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

**学生納付特例制度が適用される所得の目安** ⇒ **118万円 + 扶養親族等の数 × 38万円**で計算した額以下

#### Point 3 学生納付特例期間と年金額の関係

将来受け取る年金の**受給資格期間**には算入されますが、**年金額には反映されません**。

国民年金保険料を**10年以内に納付（追納）**すると、**年金額に反映**されます。

#### Point 4 学生納付特例制度の手続き

- ① **申請書**を入手して、住民票登録をしている**区市役所または町村役場へ提出**します。  
\* 申請の際には、学生証（コピー可：有効期間が表記されているもの）または在学証明書（原本）が必要です。
- ② 平成28年4月分から平成29年3月分までの期間にかかる申請は、**平成28年4月から平成30年5月末まで**となります。  
\* 申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼることができますが、申請が遅れると、障害年金が受け取れない場合があります。すみやかに申請してください。
- ③ 申請後、日本年金機構から、**承認通知書または却下通知書**が届きます。却下通知書が届いた場合、国民年金保険料を納付する必要があります。  
\* **すでに国民年金保険料を納付した月分は、学生納付特例期間にはなりません**。

東京社会保険協会 **フィオーレ健診クリニック** 保育室完備 からのお知らせ

## 平成28年度の健康診断 予約受付中

あなたご自身と大切なご家族のために  
年に一度は健康診断を受けて**健康の確認**をしましょう！

フィオーレ健診クリニックでは、平成28年度（平成28年4月11日～平成29年3月31日）の各種健康診断のご予約を受け付けています。

健康保険組合ごとに予約方法・受診期間等が異なります。お手元に健康保険証をご用意のうえ、お早めに、フィオーレ健診クリニック健診予約専用ダイヤルまでご予約ください。



### 受付時間

健診コース	受付時間	午前の部						午後の部			
		8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	12:30	13:00	13:30	14:00
人間ドック・付加健診		●	●	●	●	●		●	●	●	
生活習慣病健診・若年層健診PLUS	胃検査あり	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
若年層健診・定期健康診断	胃検査なし		●	●	●	●	●	●	●	●	●

### 人間ドック・付加健診を受診の方

★健診当日、希望される方には、医師による結果説明をいたします（土曜日を除く）。  
●健診終了後、「グルメカード」を差し上げます。

### 健診実施日

●月曜日～金曜日

祝日を除きます。

●土曜日

午前の部のみ実施しています。

●平成28年度 土曜日健診実施日

赤字は女性のみの健診実施日

28年4月	5月	6月	7月	8月	9月
16日	21・28日	11・25日	9・23日	6・27日	10・24日
10月	11月	12月	29年1月	2月	3月
15・29日	12・26日	10・17日	21日	4・25日	11・25日

### 予約方法

健診は**予約制**です。

お手元に健康保険証をご用意のうえ、**健診予約専用ダイヤル**（TEL 03-5287-6211）までお電話ください。予約状況は <http://www.k-fiore.jp/yoyaku/index.html> をご覧ください。

- 各種オプション検査をご用意しております。詳細は、オプション検査のご案内 <http://www.k-fiore.jp/checkup/option/index.html> をご覧ください。
- 保育室のご利用を希望される方は、健診のご予約の際にお申し込みください。
- 巡回健診車による各種健康診断も実施しています。巡回健診のご予約・お問い合わせは、TEL 03-5292-6515 までお電話ください。詳細は、巡回健診（健診車）のご案内 <http://www.k-fiore.jp/checkup/jyunkai/index.html> をご覧ください。

人事・総務  
ご担当者様歓迎

**施設見学を承ります！**

**事前予約制**

[見学時間] 30分～60分程度  
(平日16:00～18:00)

[ホームページ] <http://www.k-fiore.jp/about/visit.html>  
からお申し込みいただけます。

次号（4月号）は、健診のご予約から健診結果が届くまで についてご案内する予定です。

## フィオーレ健診クリニック

大江戸線「東新宿」駅 A2出口 徒歩1分  
副都心線

健診予約専用ダイヤル TEL 03-5287-6211

お問い合わせ TEL 03-5287-6217

健康診断およびオプション検査等の詳細は、ホームページ <http://www.k-fiore.jp/> をご覧ください。

電話受付時間  
月曜日～金曜日 9:00～17:00  
土曜日健診実施日 9:00～12:00



東京社会保険協会 からのお知らせ

# 東京社会保険協会は 創立70周年を迎えました



これを契機に、社会保険制度の周知・啓発  
健診事業等の充実に一層努めてまいります。

## 平成28年度の事業計画と平成27年度の事業実績

東京社会保険協会では、会員事業所の皆様に各種特典を提供しています。平成28年度の事業計画と平成27年度後半の事業実績をお知らせします。

### 平成28年度の事業計画

- 東京ディズニーリゾート®・コーポレートプログラム利用券の配付  
\*東京ディズニーリゾート®特別利用券の名称が  
変わりました。
- 社会保険事務講習会・セミナー等の参加費の割引
- 『協会だより』の発行（4月・7月・11月）  
『支部報』の随時発行
- 契約宿泊施設の利用料補助
- レジャー施設の割引（新規施設と契約予定）
- 会員向け検査等の割引  
脳検査・心臓ドック・PET-CTがんドック  
[新規] 三大疾病ドック・[新規] レディース骨盤MRI
- 会員向け健診コースの割引  
人間ドック・定期健康診断（12月～翌年3月）
- バスハイキング
- 観劇会の割引 など

事業内容は変更になる場合があります。新規事業・契約宿泊施設等の詳細は、WEB版『社会保険新報』4月号と『協会だより』No.34でご案内します。

### 平成27年度（10月以降）の事業実績

#### 秋の高尾山薬王院 写経と精進料理

平成27年10月3日（土）、高尾山薬王院で「写経と精進料理」のイベントを開催しました。268名の応募があり、抽選の結果、120名の方に参加いただきました。



#### 社会保険事務講習会・セミナー

- 出産・育児・療養費など健康保険の給付に関する講習会
- メンタルヘルスセミナー（人事担当者向け）
- 年金の仕組みと手続きに関する講習会
- メンタルヘルスセミナー（一般職向け）
- 40歳代からの年金ライフプランセミナー
- 60歳からの雇用保険と社会保険の手続き講習会
- 新規適用事業所向け講習会

平成27年度（10月以降）の社会保険事務講習会・セミナーは、上記のテーマで行われ、1,792名が参加されました。



#### ● レジャー施設の利用状況（平成28年1月末現在）

としまえん・庭の湯	東京サマーランド	よみうりランド	新江ノ島水族館	横浜・八景島シーパラダイス	大江戸温泉物語	東武動物公園	富士急ハイランド
1,319名	1,170名	960名	886名	853名	798名	681名	545名



## ぜひご加入ください！ 東京社会保険協会 新規加入のご案内

本会は、社会保険事務講習会・セミナー、契約宿泊施設の利用料補助、レジャー施設の割引、各種健康診断などの健康増進事業を通じ、社会保険制度の周知と健康づくりのお手伝いをさせていただいています。これらの事業については、年1回お願いしている協会費を唯一の財源として実施しています。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

特典案内は、<http://www.tosyakyo.or.jp/shibu/index.html> をご覧ください。

入会のお申し込みも同時に可能です。

お問い合わせは、事業課（TEL 03-5292-3596）まで



### 山陰を旅して

～縁結びの神様からゲゲゲの鬼太郎へ～

編集委員 松澤 巖



昨年の11月に妻と2人で山陰を旅した。私としては、大学時代の友人と旅して以来、28年ぶりであった。

羽田を10時過ぎの飛行機でたち、1時間20分ほどで出雲縁結び空港に到着した。到着後、ご当地の出雲そばを

食してから、1日目の行動を起こした。

最初に訪れたのは、縁結びの地で有名な出雲大社である。おおくにぬしのおおかみ 大国主大神が築き上げた地上の国を天界のあまてらすおおかみ 天照大御神に譲る際、条件として求めたのが壮大な宮殿の建築で、それが出雲大社の起源といわれている。その後、かぐりごと 大国主大神は幽事（目に見えない世界）を司ったことから、縁結びの神として信仰されるようになったという。

ここでめずらしく感じたのは、拝礼の仕方である。神社の拝礼は「二礼、二拍子、一礼」が一般的であるが、出雲大社では特有の「二礼、四拍子、一礼」でお参りする。昔、高貴な人の前に出るときは手を打って敬意を表したため、古くからの祭式が残る神社では拍手の数が多いという。

平成の大遷宮でにぎわう出雲大社を後にして、夕日の美しい宍道湖を横に見て車を走らせ、美肌の湯として評判の玉造温泉に宿泊した。宿では、ちょうど解禁されたばかりの松葉ガニに舌鼓を打った。

翌朝、縁結びスポットで有名な八重垣神社を訪れた。こすきのあのみことこは、ヤマタノオロチ退治で名高い素盞鳴尊といなたひめのみこと稲田姫命が

この地で夫婦生活を始めたという故事にちなみ、二神を祀る縁結びの神社として知られている。稲田姫命が水を飲み、姿を映したといわれる鏡の池に、占い用紙を浮かべて縁占いをした。占い用紙の中心に硬貨をのせ、そっと池に浮かべると、紙にお告げが浮かび上がり、その紙が約15分以内に沈めば早く、また、岸から近くに沈めば身近な人と縁があるという。

この八重垣神社を後にして、今度は2015年7月に国宝に指定された松江城を見学した。松江城は、国内に現存する12天守のひとつで、天守に千鳥が羽を広げたような形の破風はふが用いられており、別名「千鳥城」とも呼ばれている。4重で5階と地下1階の造りで、最上階からは、松江市街や宍道湖を一望することができた。

松江城をたち、中海にかかる、テレビCMで人気を集めた「ベタ踏み坂」として有名な江島大橋を渡り、鳥取県境港市に入った。ここは、漫画『ゲゲゲの鬼太郎』の作者として知られる水木しげる先生の出身地だ。水木先生にちなんだ通り「水木しげるロード」を散策し、水木先生が紡ぎ出す妖怪ワールドにたっぷり浸れる「水木しげる記念館」を見学した。実は、私が訪れた翌日、水木先生の訃報を聞き、非常に驚いた。境港市から移動し、米子鬼太郎空港より帰路についた。

2日間という短い時間であったが、歴史と神話に満ちあふれた山陰の旅は、日常の生活から時計を止めて自分を見つめ直すよい機会となり、ゆったりとした気持ちになれた思い出深いものとなった。